## 国分寺市医師会訪問看護ステーション運営規程(指定居宅介護支援事業者)

(事業の目的)

第1条 国分寺市医師会(以下「本会」という。)が開設する国分寺市医師会訪問看護ステーション(以下「事業所」という。)において行う指定居宅介護支援の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条1 事業所の介護支援専門員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、 その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むこ とができるよう、利用者の立場にたって援助を行う。
  - 2 事業所は、事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に 基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率 的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整する。
  - 3 事業所は、事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。
  - (1)名 称 国分寺市医師会訪問看護ステーション
  - (2) 所在地 国分寺市泉町二丁目3番8号

(職員の職種、員数及び職務内容)

- 第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次の通りとする。
  - (1)管理者 主任介護支援専門員1名 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも 指定居宅介護支援の提供にあたる。
  - (2)介護支援専門員 常勤職員1名(管理者と兼務1名) 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。
  - (3)事務職員1名(訪問看護事務職員と兼務) 事務職員は、介護支援専門員の補助的業務及び必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。
  - (1)営業日 月曜日から金曜日 ただし、国民の休日、12月29日から1月3日までを除く。
  - (2)営業時間 午前9時から午後5時までとする。
  - (3)必要に応じて、当該営業日営業時間以外においても営業を行う。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額等)

- 第6条1 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は、次の通りとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。ただし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用料を徴収しない。
  - (1)介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して、支援 する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行うとともに、その課題に 基づき居宅サービス計画を作成する。

当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容等の情報

を提供し、サービスの選択を求め、サービス事業者に対し利用者の同意を得た上で、 サービス事業者等との連絡調整を行う。

居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者 に交付する。

利用者が介護保険施設への入所等を希望した場合は、介護保険施設の情報提供その他支援を行う。

課題の分析について使用する課題分析表は、独自様式他を用いる。

- (2)介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、 指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況 を把握するとともに、少なくとも月に1回(状態に変化が著しい場合を除く)訪問 することにより利用者の課題把握を行い、居宅サービス計画の変更及びサービス事 業者等との連絡調整その他便宜の提供を行う。
- (3)介護支援専門員は、必要に応じサービス担当者会議を当該事業所等で開催し、担当者から意見を求める。尚、サービス担当者会議については、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことも可能とするが、利用者又はその家族が参加する場合はその活用について同意を得ることとする。
- (4)介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の自宅等において、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うとともに、相談に応じる。
- (5)ケアマネジメントの公正中立性の確保を図るために前6か月間に作成した居宅 サービス計画の総数のうち訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具 貸与の各サービス利用割合及び同一事業者によって提供されたものの割合等につ き文書の交付及び口頭により説明し、利用者から署名を受けるものとする。
- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援等に要した交通費は、その 実額を利用者から徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
  - (1)事業所から、片道おおむね1.5km未満250円
  - (2)事業所から、片道おおむね1.5km以上750円
- 3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明を した上で、支払に同意する旨の文書に署名を受ける。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、原則として東京都国分寺市の区域とする。

(事故発生時の対応)

第8条 介護支援専門員は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合 には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者 に報告しなければならない。

(苦情・ハラスメント処理)

第9条 事業所は、提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者又はその家族からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

(虐待の防止)

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を行う。

- (1)事業所内における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を従業者に周知徹底を図る。
- (2)虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (3)前号に掲げる措置を適切に実施するため、担当者を設置する。

(感染症予防、まん延防止の対策)

- 第11条 事業者は、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講じるものとする。
  - (1)事業所内における感染症の予防又はまん延防止のための検討委員会をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果を従業者に周知徹底を図る。
  - (2)事業所において介護支援専門員に対し、感染症の予防又はまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

## (業務継続計画の策定等)

- 第12条 事業者は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供 を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画 (「業務継続計画」という)を策定し、その計画に従い必要な措置を講じるものとする。
  - (1)事業者は、介護支援専門員に対し業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を実施する。
- (2)事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行う。 (その他運営についての留意事項)
- 第13条1 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。
  - (1)採用時研修 採用後6ヶ月以内
  - (2)継続研修 年1回
  - 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
  - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従 業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約に定 める。
  - 4 事業所は、適切な居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するため必要な措置を講じるものとする。
  - 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、本会と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

## 附則

- 1 この規程は、社団法人国分寺市医師会理事会の承認を得て改定することができる。
- 2 この規程は、平成12年4月1日から施行する。ただし、準備要介護認定等に係る準備居宅サービス計画の作成等については、平成11年10月1日以降(東京都の居宅介護支援事業者としての指定を受けた日)から行う。
- 3 平成12年10月13日 第1条、第3条、第4条、第6条一部改定する。
- 4 平成18年4月1日一部改定する。
- 5 平成25年4月1日一部改定する。
- 6 平成29年4月14日一部改定する。
- 7 平成30年4月1日一部改定する。
- 8 令和4年4月1日一部改訂する。